

条件付一般競争入札の実施について

下記のとおり条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、入札参加届出書等を作成の上、提出してください。

令和7年4月24日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会
会 長 西 村 賢

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 事項名
日本のひなた宮崎国スポ日向市開催競技会場等設計業務委託（バスケットボール）
- (2) 履行場所
日向市役所（日向市本町10番5号） 他
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで
- (4) 仕様
別途「業務委託仕様書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

名簿登載要件	・「令和7年度 日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）」に掲載されている者であること。
履行実績要件	・直近大会（滋賀国スポから福井国体まで）において、元請としてバスケットボール競技の国民スポーツ大会又は国民体育大会に係る会場等設計業務（基本設計及び既存図面の修正設計を除く）を地方公共団体若しくは地方公共団体が設置した実行委員会等から受注し、履行した実績を有すること。
その他要件	・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の

	請求が常態となったと認められる者でないこと。 ・入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の親会社等（以下「親会社等」という。）と同条第 3 号の 2 の子会社等（以下「子会社等」という。）の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会等社同士の関係にある場合 ② 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（a）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （a）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （b）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （c）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 （d）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） - d 組合の理事 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 - ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 ・本入札の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成 19 年告示第 169 号）及び日向市物品等入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成 29 年告示第 62 号）による指名停止を受けていない者であること。 ・本入札の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、県が
--	--

	発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
--	---

3 入札・契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局（日向市本町 10 番 5 号）
 [日向市役所 経済戦略部 国スポ・障スポ推進課内]

(2) 期間

令和 7 年 4 月 24 日（木）から令和 7 年 5 月 19 日（月）まで
 （土曜日、日曜日及び祝日を除き、8 時 30 分～17 時 15 分（ただし、12 時～13 時を除く。））

4 入札の日程等に関する事項

入札手続等	期間または期日
質疑の受付期間	令和 7 年 4 月 24 日（木）13 時 00 分から 令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時 15 分まで
質疑の回答	令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時 15 分まで
入札参加届出書の提出	令和 7 年 5 月 9 日（金）17 時 15 分まで
入札参加資格確認結果の通知	令和 7 年 5 月 12 日（月）
入札	令和 7 年 5 月 19 日（月）10 時 15 分

5 入札参加届出書等の交付

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の専用ホームページに掲載するのでダウンロードすること。仕様書等は、入札公告の日から日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（日向市役所 経済戦略部 国スポ・障スポ推進課内）において閲覧に供するほか、専用ホームページに掲載するのでダウンロードすること。

6 質疑の受付及び回答方法

	内 容
提 出 方 法	質疑回答書〔様式第 1 号〕により電子メールで送付すること。 ※電話によりメール到着の確認を必ず行うこと。
提 出 先	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局 [日向市役所 経済戦略部 国スポ・障スポ推進課内] E-mail: koku-shouspo2027@hyugacity.jp ※電子メールの表題を「日向市開催競技会場等設計業務委託（バスケットボール）に関する質問」とすること。
提 出 期 限	令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時 15 分まで

質疑に対する回答	令和7年5月7日（水）17時15分までに、専用ホームページに掲示することとし、個別の回答は行わない。
その他	質疑に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

7 入札参加届出書の提出等

	内 容
提 出 方 法	持参または郵送 ※郵送方法は一般書留又は簡易書留のみとし、期限内必着とする。 ※提出に係る費用は、申請者の負担とする。
提 出 書 類	① 条件付一般競争入札参加届出書〔様式第2号〕 ② 業務実績申告書〔様式第3号〕 ③ 業務履行実績を証明する書類の写し
提 出 先	〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局 〔日向市役所 経済戦略部 国スポ・障スポ推進課内〕
提 出 期 限	令和7年5月9日（金）17時15分まで
そ の 他	入札参加届出書等一式を審査し、参加資格を有することが確認できた者に、入札参加資格確認結果通知書を送付するものとする。

8 入札日時及び場所

- (1) 日時
令和7年5月19日（月） 10時15分
- (2) 場所
日向市役所 入札室（本庁舎2階）

9 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、単価契約の場合を除く。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

この入札において、入札保証金は免除とする。

11 予定価格

この入札において、予定価格は公表しない。

12 最低制限価格

この入札において、最低制限価格は設定しない。

13 前払金

この入札において、前払金及び中間前払金は適用しない。

14 入札回数

この入札において、入札回数は2回迄とする。

15 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した入札又は不明な入札
- (6) 談合その他不正の行為があった入札

16 入札の失格

再度入札のある入札において、前回の入札の読み上げ金額以上の価格で入札をした者は失格とする。

17 再度入札の参加資格

次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者又は初度入札に参加したが、入札をしなかった者
- (2) 談合その他不正な行為があった入札をした者

18 その他

- (1) 定刻までに出席されないときは、辞退したものとみなす。
- (2) 入札について談合その他不正な行為をしないこと。
- (3) 入札書は本人が提出すること。代理人のときは、必ず委任状を添えること。
- (4) その他、地方自治法、地方自治法施行令、日向市財務規則等の関係規定に従うこと。

19 担当者連絡先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局
[日向市役所 経済戦略部 国スポ・障スポ推進課内]
TEL 0982-66-1009 (直通)
E-mail koku-shouspo2027@hyugacity.jp